

屋外広告業の登録

所沢市内で屋外広告業(工事)を営もうとする屋外広告業者は、県庁の田園都市づくり課で、県知事に屋外広告業の登録を受けなければなりません。
県内に事業所をもたずに営業活動(工事)のみを行う場合を含みます。
登録する際には、管理者資格を有する業務主任者を営業所ごとに選任しなければなりません。

【条例第23条】【条例第23条の2】【条例第25条第1項各号】
【条例施行規則第14条の3】